

教職論

専門科目 / 2 単位 / T 授業

担当教員 児玉 修

■使用テキスト 佐久間亜紀・佐伯胖編著『現代の教師論』ミネルヴァ書房

◆参考テキスト

藤本典裕編著『教職入門（新版改訂2版）』図書文化
グループ・ディダクティカ編『学びのための教師論』勁草書房
グループ・ディダクティカ編『教師になること、教師であり続けること』勁草書房
高橋哲『聖職と労働のあいだー「教員の働き方改革」への法理論』岩波書店

講義概要・一般目標

教師になるためには、何を、なぜ、どのように学ぶのか。このことを自ら考える続けることができるように、教育の本質・目標を基にして、現代社会における教職の意義（重要性）、教職に関する専門科目を学ぶ意義、教師の社会的使命・役割、求められる資質能力、職務内容等について理解する。

- 1) 我が国における子ども・学校の現状を踏まえて教職の社会的意義について理解する。
- 2) 教育や学校をはじめとする社会の動向のなかで、教員に求められる役割・資質能力について理解する。
- 3) 教員の職務内容の全体像、及び、教員に課せられる服務上、身分上の義務を理解する。
- 4) 学校の果たすべき社会的役割が拡大・多様化するなかで、校内の教職員が相互に、そして、校外の専門家等と連携・分担して職務にあたる必要性について理解する。

到達目標

- 1) 我が国における子ども・学校の現状を踏まえ、公教育を担う教職の社会的意義・使命が何であるかについて説明できる。
- 2) さまざまな教職観の変遷のなかで、これからの教師に求められる役割や具体的な資質能力が何であるかについて説明できる。社会・文化・子どもの在り方の変動に伴って、教員に求められる新たな資質能力が何であるかを説明できる。
- 3) 児童生徒への指導やそれ以外の校務を含めた職務の全体像、専門職として学び続けることの必要性、及び、教員に課せられている服務上・身分上の義務や身分保障について説明できる。
- 4) 学校の社会的役割が拡大・多様化するなか、ひとりひとりの教職員が、校内の教職員とだけではなく、多様な専門性をもつ校外の人材とも連携・分担しながら職務にあたることの必要性・有効性について説明できる。

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

*テキスト各章のポイントを問いの形で示しました。学習の参考にしてください。

*テキストの内容はテーマごとに比較的長い説明文がついています。覚えようとするのではなく、設定されているテーマや問いに対応した「答え」が何であるかを考えながら読んでください。

序章 教師を目指す

<ポイント>

学校の先生には「教師」「教員」「教諭」といった呼び方がありますが、あなたがめざしている先生は、どのような意味での先生でしょうか。そして、先生にはどのような雇用形態があるのでしょうか。

第Ⅰ部・第1章-第2章 教職の魅力

<ポイント>

第1章では幼稚園と小学校の教師が、第2章では中学校と高等学校の教師が、それぞれどのようなことに教師としての魅力を感じて仕事をしているかが記述されています。学校種ごとに教育の目的や内容が違うので、当然、仕事の魅力も違ってきますが、共通して言える魅力はどこにあるのでしょうか。

第Ⅱ部・第3章 日本の教職の特徴

<ポイント>

教職を我が国の他の職種と比べるとどのような特徴が見られるのでしょうか。また、外国と比べると、仕事の内容や社会的な地位についてはどのような違いがあるのでしょうか。

第Ⅱ部・第4章 教師像の史的展開

<ポイント>

本章では、教師像が聖職者、労働者、技術的熟達者、専門家の4つに分けられていますが、これらはあくまでも典型的なイメージとしての分類です。現実の私たちの意識のなかでは、いずれかに力点があるとはいえ、4つが混在しているのが普通です。現代の教師に4つの教師像の断片を見出せるとすれば、どういうことを挙げることができるのでしょうか。

第Ⅱ部・第5章 教員の服務

<ポイント>

教師は、勤務する学校の設置者に応じて、仕事上守るべきルールが若干異なってきますが、公立学校の教師の場合には、地方公務員法や地方公務員特例法が適用されます。公務員としての教師には、具体的にどのような仕事上の義務（服務）が課されているのでしょうか。それらの義務の遂行を怠った場合には、どのような処分を受けることになるのでしょうか。

第Ⅱ部・第6章 教員の権利と身分保障

<ポイント>

教師も労働者ですから、原則として(公立学校の教師には一部適用除外になりますが)、労働基準法が適用されます。しかし、労働時間、時間外勤務手当、休日勤務手当については、「限定4項目」を除けば、支給されません。このように教師だけには適用されないルールや、適用が制限されるルールがあります。なぜでしょうか。

第Ⅱ部・第7章 学び続ける教師

<ポイント>

教師はもともと学び続けなければ教えるという仕事を続けていくことはできません。教師に「学び続ける」ことを公的に提唱したのは、2012年の中央教育審議会答申です。なぜ、この時期に、教師に「学び続ける」ことを提唱したのでしょうか。具体的に「学び続ける」とは何を指しているのでしょうか。

第Ⅱ部・第8章 学校を構成する様々な専門職

<ポイント>

学校にはさまざまな人が働いています。それらの人たちが連携し合って働くのは当然だと思われませんが、「チームとしての学校」の重要性が提唱されたのは、2015年の中央教育審議会答申においてです。なぜ、この時期に、「チームとしての学校」という組織体制、連携体制の重要性が打ち出されたのでしょうか。

第Ⅲ部・第9章 専門家としての教師

<ポイント>

本章では、教師が「教え主義」に囚われている、と批判されています。「教える」こと自体を批判しているわけではありません。では、「教え主義」とは何を意味しているのでしょうか。「教え主義」を批判する理由は何でしょうか。教師は「教え主義」を脱してどうなるべきなのでしょうか。

第Ⅲ部・第10章 子どもが<いのち>に見える教師

<ポイント>

本章では、「子どもが<いのち>そのものに見える教師」の重要性が主張されています。教師の<いのち>に対する見方は、子どもや教育に対する見方でもあります。したがって、<いのち>観を鍛えていくことが教育の変革につながります。そのためには、教師が<生活の鏡>と<文化の鏡>を鍛えていくことが必要だと本章は言います。具体的には、教師は何をすることが必要なのでしょうか。

第Ⅲ部・第11章 いじめに向き合う

<ポイント>

本章では、いじめの現場に向き合うなかで、子どもの自尊感情を育んでいくためには、「安易なほめ方」では効果がなく、最も大切なことは、「不完全な自分を許す」ことだと言います。なぜ、「不完全な自分許す」ことが自尊感情にとって重要なのでしょうか。

第Ⅲ部・第12章 性の多様性をめぐる学校・教師の課題

<ポイント>

目の前の子どもたちの多様性をどの程度まで尊重できるかは、教師がそなえるべき資質・能力としてきわめて重要な課題です。性的マイノリティとしての子どもたちをめぐる問題から、あらためてどのような資質・能力が浮かび上がってくるのでしょうか。

終章 「教える」ということの意味

<ポイント>

本章では、最後に、「教師が『教える』という尊い使命を果たすためには」、「『子どもを人間としてみる』ということに尽きます」と結んでいます。これは、具体的にはどういうことを意味しているのでしょうか。